

## 抵当権の抹消登記に必要な書類と登録免許税

### 1 登記申請書

登記申請書の様式・記載例は、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>) をご覧ください。

### 2 添付情報

#### (1) 登記識別情報又は登記済証

抵当権者の登記識別情報

※ 登記識別情報を記載した書面は、封筒に入れ、封をして提出します。この封筒には、抵当権者の氏名又は名称及び登記の目的（抵当権の抹消）を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記する必要があります。）

又は登記済証（権利証）の原本

※ 登記済証を提出した場合には、登記完了後返却されます。

#### (2) 登記原因証明情報

抵当権者（金融機関）が作成した弁済証書や解除証書

#### (3) 資格証明情報

抵当権者が銀行等の会社・法人の場合は、その代表者の資格を証する情報

※ 3か月以内に作成されたもの。会社・法人の登記事項証明書でも可

#### (4) 代理権限証明情報

申請人となる抵当権者（義務者）や所有者（権利者）が、代理人に申請を委任する場合には、委任状が必要となります。

### 3 登録免許税

登録免許税の税額は、不動産1個につき1000円

※ 不動産20個以上の場合には、申請件数1件につき20000円

土地1個と建物1個（計2個）を1件で申請する場合は、2000円となります。

※ 登録免許税は、収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人は、つづり目に必ず契印をしてください。

- ◎ 御不明な点等がありましたら、最寄りの法務局、地方法務局又はその支局、出張所に御相談ください。津地方法務局管内での登記相談の御予約は、津地方法務局ホームページ (<http://houmukyoku.moj.go.jp/tsu/static/fudousanlink.htm>) を御覧ください。御相談は、あらかじめ電話で相談の日時を御予約ください。